HOKUGA 北海学園学術情報リポジトリ
学校法人北海学園
北海学園大学
北海商科大学

タイトル	「新たな懲罰性」の問題(二) ： いっそう厳しい制裁に犯罪予防効果はあるのか
著者	クーリー，ヘルムート；ブランデンシュタイン，マルテイン；吉田，敏雄
引用	北海学園大学法学研究，44(3・4)：397-413
発行日	2009-03-31

Hokkai-Gakuen Organization of Knowledge Ubiquitous through Gaining Archives.

論説

「新たな懲罰性」の問題 (二)

――いっそう厳しい制裁に犯罪予防効果はあるのか――

ヘルムート・クーリー
マルテイン・ブランデンシュタイン
吉田 敏雄

目次

第一章 序論
第二章 行刑分野における現在の（法律の）進展状況から見た威嚇とその他の刑罰目的
第三章 刑事政策の進展状況における大衆媒体の役割
（以上第43巻第2号）
第四章 厳しい制裁によって犯罪は減少するか？
一 アメリカ合州国の例
二 フィンランドの例
三 ポルトガルの例
四 日本の例
五 ドイツの例
（以上本号）
第五章 （厳しい）制裁の犯罪予防効果？
第六章 結び

第四章　厳しい制裁によって犯罪は減少するか？

刑事政策は、ドイツばかりではないのだが、合理的刑事政策から期待されてもよいような程度には、犯罪学の知見をまったく利用していない（vgl. Schumann 2003）。刑事政策自体が自らの措置によって、特に法律の改定によって生み出すデータは「生活に最も近い」実証データである。刑事政策は、自分だけが回す義務を負い、回す権能を有し、回すことの可能であるヴォルトすべてへの通路とヴォルト用の道具をもっている。他の国における刑事政策措置のオウトプットに直接かかわるデータそのものは、刑事政策の実施される多面的状況に対して、犯罪学研究が刑事政策の領域の外で行いうるよりも、いくつかの点でより近い位置にある。政治家は多くの抗いがたい強い圧力と打算、特に政党の政策上のそれにさらされており、大衆媒体の手中にあって、その大衆媒体の自己法則に「適応」せざるをえない（上記）。所与の形の中でのみ、政治家は、自律的機構を有する大衆媒体構造を、自分の主張を公表し普及させるために利用できる（参照、内部から見た啓発的論文、Hoffmann-Riem 2000）。少なくとも、こういった「かく乱要因」のほとんどを、犯罪学者はその実証研究において、例えば、制裁研究において実際は無視してきたが、しかし、そのことは、（学問の）独立性という理由からも初めから誤りであるとはいえないかもしれない。しかし、いかなる理由から実施されたかとは関係なく、現実に行われた政治的措置を一瞥することは、常に少なくとも、この政治的措置がある状況に包み込まれている、つまりそこにおいてのみ政治が行われるないし行われうる状況に包み込まれている限りでも興味深い。この状況は、上記のかく乱要因すべてを有しているが、この状況でとられた措置はもはや理論的思考遊戯ではなく、刑事政策の現実にきわめて近いことも明らかにしている。犯罪発生率への刑事政策措置の影響を測定するに当たって、研究対象としての犯罪発生率は現実の一部でもある。犯罪の量を適切な――最終的にはできるだけ

低い――水準に落とすことは、結局のところ犯罪学者一般にとっての研究の重要な契機となっている。他の国の刑事政策措置も、法、大衆媒体、政党の打算、そして又伝統、文化等の緊張領域の中に埋め込まれている。国内の政治家は、外国の政治家が刑事政策の舞台から登場させ、うまくいくことの実証された「自然」実験の好成績を、まだ「前線」において好成績の実証されていない結果よりも、容易に売りこむことができるのであって、その点で、他の国における刑事政策措置の影響に関する研究はドイツの政治家にとっても関心を抱かせうるものである。その際、個別の刑事政策措置、例えば、(厳しい)制裁は巨額の費用を要することも考慮されなければならない。それがあまりよい成果を現さないとき、財政的観点からも、対費用効果の勝る解決策を急いでとるよう推奨されるのである。

こういったことを背景に、以下では、現実の刑事政策の状況の外で、蓋然的な又は推測される刑罰効果に関して、犯罪学指向の学問分野で行われる議論はすべて素通りして、実証を基礎に、諸外国の目的的制裁政策措置の効果に焦点を当てたい。

一　アメリカ合州国の例

アメリカ合州国の人々の間では広く、西欧諸国と比較して、厳しい制裁態度が支配的である。このことは、ギャラップがすでに一九三六年に行った一回目の世論調査を見れば明らかである。この世論調査では、死刑に対する意識調査も行われている(「謀殺罪で有罪を宣告された者に対する死刑を支持しますか」)。過去七〇年にわたる死刑に対する意識を比較すると(参照　図2)、支持が一九六〇年代中頃から一九七〇年代中頃まで比較的低かったこと、一回限りの

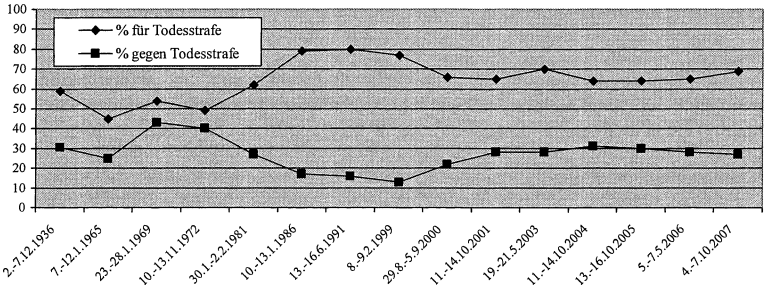

図２：アメリカ合州国における死刑意識に関するギャラップ世論調査の結果（「謀殺で有罪を宣告された者に対する死刑に賛成ですか反対ですか？」）。
（情報源：Gallup-http://www.gallup.com/poll/1606/Death-Penalty.aspx）

例外として、それどころか五〇％以下にまで低下したことが目に付く。ギャラップの世論調査によると、一九六六年には、死刑支持が四二％、これに対し、死刑反対が四七％となっていた（意見なしが一一％）。こういった結果が得られることは二度となかったのであるが、それは当時国際的批判の的となったチェスマン事件と関係があるのかもしれない。この事件は、死刑囚チェスマンが死刑監房で長年死刑執行に抵抗し、この関連で自ら法律の「専門家」にまでなったが、結局処刑されたというものである。これに対し、一九八〇年代後半と一九九〇年代最初の頃には、死刑支持が八〇％を超えた。二〇〇五年は、支持が六四％であるのに対し、二〇〇七年は、それが六九％となり、またも上昇傾向にある（上述も参照）。

断然厳しい制裁態度が背景にあることからして、――ドイツでは重い犯罪に対する死刑の支持はこの数十年来人々の約三分の一にすぎない――アメリカ合州国における刑事制裁も諸外国と比較して厳しいのも驚くに値しない。アメリカ合州国の三六州では重い犯罪に対する死刑が存置されており（www.deathpenaltyinfo.org）、ここ十数年、多くの州が、「忍耐零（Zero Tolerance）」、「刑の全部執行（Truth in Sentencing）」はたまた「三振（Three Strikes）」に関する議論を背景にいっそう厳しい刑罰規定を導入し

たが、これが厳しい量刑を伴った結果、二〇〇八年現在、アメリカ合州国は、被収容者率（人口一〇万人当たりの被拘禁者数）で七五一人を数え、人口比で見ると世界で一番多くの受刑者を抱えており、これが連邦、その他個々の州財政に大きな負担をもたらし、可能な限界ぎりぎりの負担をもたらしている場合もある。一九九二年には収容率はまだ五〇五人だったが、二〇〇一年には六八五人に上った。全体として、アメリカ合州国では二〇〇六年に、約二二五万九〇〇〇人が拘禁され、これに約九万三〇〇〇人の少年受刑者、国外退去者収容施設の約一万四五〇〇人、軍刑務所の約二〇〇〇人が加わる（vgl. King's College London: International Centre for Prison Studies）。

厳しい制裁政策、例えば、特にニュー・ヨークにおいて実践されているモデル「忍耐零」は、ヨーロッパでも、例えば、ドイツでも議論された。ドイツでも、どの程度、厳しい対処方法が、特に、少年犯罪を食い止める上で必要かといった問題が、最近では、例えば、ヘッセン州の選挙戦で取り上げられた。しかし、ヤシュ（2003）は、その緻密な分析の結果、一方で、ニュー・ヨークの（暴力）犯罪は一九九三年に忍耐零計画が導入される三年前にすでに低下し始めていたこと、他方で、この計画を導入しなかったアメリカ合州国の他の大都会でも、ニュー・ヨークと同じく、その後、犯罪減少が顕著になったことを証明した。このことは、少なくとも当時大いにもてはやされた犯罪予防計画の効果に明らかに疑問を投げかけるものであって、特に、これに伴う費用を考慮するときなおさらそうである。

自由刑（死刑も同じだが、下記参照）を科する規模はアメリカ合衆州国の州によってかなり異なる。アメリカ合州国で二〇〇四年に有罪を宣告された受刑者の数を人口一万人当たりで見ると、全体としては四八六人（ジェイルは含まない）だが、北東部の州では平均二九五人、中西部では三七八人、西部では四二五人そして南部では五四〇人を数

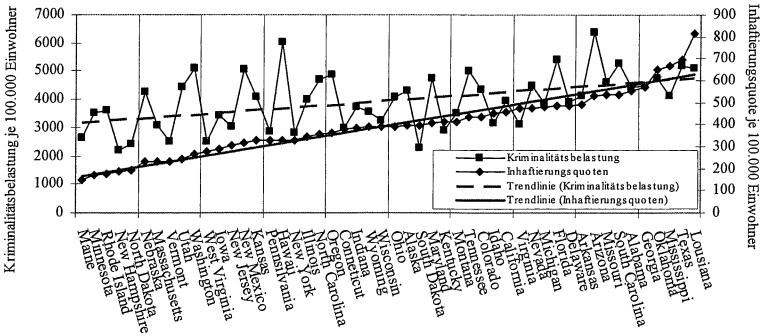

図３：アメリカ合州国の州ごとに見た2004年の収容率と犯罪発生率。収容率で並べてある。（情報源：Bureau of Justice Statistics: http://www.ojp.usdoj.gov/bjs/）

える。ルイジアナ州は八一六人を数え、すべての州の中で最高の収容率を数え、これに続くのがテクサス州で六九四人である。これに対し、下位に位置するのが、メイン州で一四八人、ミネソゥタ州が一七一人である。

個々の州の収容率を犯罪発生率と比較すると、当然のことだが、犯罪発生率の高い州の方が収容率も高い傾向にあり、この点で一定の関連がある。その関連は一様ではないが、それでも犯罪発生率と収容率の相関関係は$r=.50$である（参照　図３）。

顕著な違いも判明する。例えば、ルイジアナ州は、二〇〇四年に八一六人という最高の収容率を数えるにもかかわらず、犯罪発生率は五〇九八と高いが、ノース・カロライナ州では、ルイジアナ州と比較して半分以下の収容率（三五七人）であるが、それにもかかわらず、犯罪発生率は四七二一とルイジアナ州よりも低い。ユタ州は二四六人ともっと収容率が低く、犯罪発生率も四四五二とかなり低い。メイン州の収容率は一四八人を数えるに過ぎないが、犯罪発生率は二六五六である。テクサス州の収容率（六九四人）はワシントン州のそれ（二六四人）と比較して著しく高いが、このことで、テクサス州の犯罪発生率の方がワシントン州のそれ（テクサス州　五一九〇。ワシント

ン州　五一〇七）よりも低くなるというような効果を示していないことは明らかである。テクサス州もワシントン州も犯罪発生率はほぼ等しいのである。

同じくらいの犯罪発生率でありながら収容率が著しく異なる例が、ミシガン州（三八七四―四八三人）、ロウド・アイランド州（三五八九―一七五人）、ワイオミング州（三五八一―三八九人）、ミネソゥタ州（三五三五―一七一人）、モンタナ州（三五一三―四一六人）及びアイオワ州（三四四八―二八八人）である。犯罪学の知見から、犯罪の発生は地域の都市化と関係のあることははっきりしているが、このことはここでも当てはまる。アメリカ合州国の犯罪発生率は全体として四一一八・二であるが、人口の八〇％が住んでいる首都周辺地域では四四〇九・一、他の都市（人口の八％）では四五二四・〇、農村地域（人口の一二％）では一九〇八・七にすぎない。殺人以外の犯罪でも、農村地域の犯罪発生率はより低いのが一般であるが、殺人罪は例外であって、農村地域の犯罪発生率は確かに首都周辺地域（その発生率はダントツに高い）よりも低いのであるが、しかし、その他の都市地域よりも高い。このことは犯罪の複雑な条件構造を示唆しているのである。制裁の厳しさは、犯罪予防に関して、もしあるとしても、わずかな影響しか及ぼさないようである。社会構造的、経済的要因、社会的近接領域における市民の生活条件等などの方が犯罪発生にはるかに大きな影響を及ぼしている（vgl. beispielweise Rose u. Clear 1998）。

他の州よりも高い犯罪発生率を有する州は、上述したように、平均してより高い収容率を示す。このことの意味は、州の認知犯罪件数が増えるほど、予期されるように、有罪を宣告され、自由刑に処せられる行為者がますます増えるということである。しかし、他方で、収容率が高くなるにつれて、威嚇効果が上がり、多少の時間差はあっても、犯

罪発生率は下がるものと考えられるかもしれないが、しかし、これはどうも確認できない（ドイツについては、下記参照）。犯罪発生率の比較的低い州では、特に厳しく処罰し、多くの者を収容しているが故にそうなのだ、とはどうもいえそうにもないし、同様に、比較的厳しく処罰し、多くの者を収容する州では、だからといって犯罪発生率が特に低いというわけではない。無数の犯罪理論が強調していることだが、犯罪の発生は社会構造的条件に依存するところがはるかに大きいのに対して、制裁構造にはほとんどあるいはまったく依存していない。

オースティンとフェイビロ（2004, S. 2）は、アメリカ合州国における犯罪発生率は一九九〇年以降減少してることを強調している。「皮肉なことだが、刑務所の利用いかんにかかわらず、すべての州で犯罪発生率の減少傾向が見られる。同時に、州の財政危機、減少しない矯正費用が今度は教育、福祉予算を制約する。ますます明らかになってきたことは、刑務所システムへの出費がますます増大しているが、刑務所システムには犯罪を威嚇する効果はそれほどないということである」。政治の側からは、「犯罪問題」が公にしきりに議論されるにつれ、その沈静化のために、あまりにも性急に（もっと）厳しい刑罰が、とくに立法府ではそうなのだが、容易に実現できる措置の約束がなされるが、しかし、同時に、変化しつつある犯罪発生の本来的社会的背景要因から目がそむけられている。政治の側は、厳しい法律の制定、厳しい刑罰の実践で断固たる行動を証明し、特に人々を安心させようとする。

犯罪発生率と制裁の厳しさの間にありうる関連に関して犯罪全体について証明できたことは、暴力犯罪に関してもいえる。この場合も、収容率は暴力犯罪の発生率とともに増加しており、認知暴力犯罪の規模は、州を個別に見ても、収容率の影響をほとんど受けていない（参照　図4）。

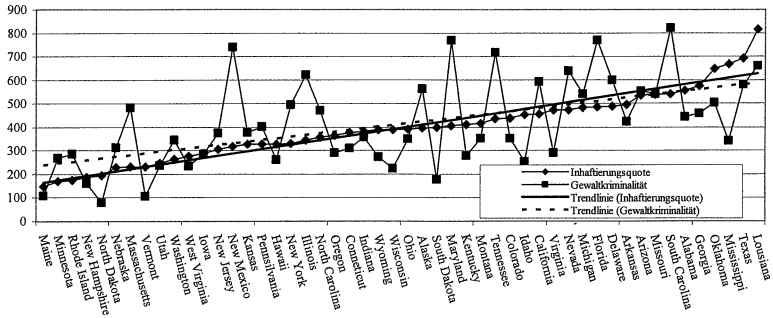

図4：アメリカ合州国の州ごとの2002年における暴力犯罪に関する犯罪発生率と収容率（情報源：Bureau of Justice Statistics: http://www.ojp.usdoj.gov/bjs/）

もっとも厳しい制裁、つまり、死刑の威嚇効果についてみると、アメリカ合州国の死刑存置州と死刑廃止州を犯罪発生率との関連で比較すると、疑わしくなる。例えば、一九九〇年の殺人発生率（人口一〇万人あたりの認知殺人件数）を見ると、死刑存置州では九・五であるのに対し、死刑廃止州では九・一六（その差三・六％）である。したがって、比較的小さな差が見られるが、このことはもっとも厳しい刑に犯罪減少効果のあることを示唆するものではなく、むしろ逆のことを示唆する。その後二〇〇四年まで、死刑存置州でも死刑廃止州でも殺人発生率は著しく減少し、前者では五・七一、後者では四・〇二になった。したがって、死刑廃止州の殺人発生率は死刑存置州のそれよりも著しく低い。ともかく、二〇〇四年における死刑廃止州と死刑存置州の差は四二％になっている（参照　図5）。

さらに、死刑宣告数が一九九八年（三〇〇件）から二〇〇四年（一二五件）にかけて著しく、つまり、半分以下に減少した事実も指摘されなければならない。しかし、死刑に威嚇効果があるなら、本来予期できたのだが、それとは異なって、死刑存置州の殺人発生率の増加効果は見られなかった。殺人発生率は、同じ勢いではないにせよ、引き続き減少したのであり、このことは地面効果の働きで説明できる（vgl. Death Penalty Information Center

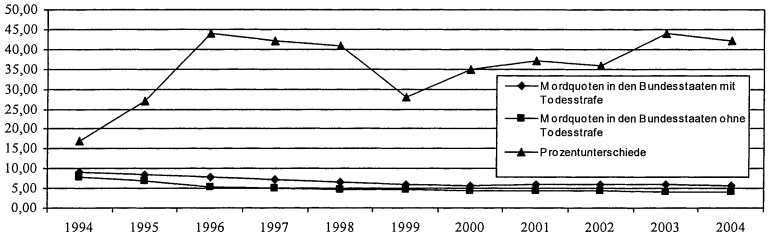

図５：アメリカ合州国における死刑存置州と死刑廃止州における殺人発生率の推移及び両者間の百分率の差（情報源：Death Penalty Information Center 2006）

2006)。

アメリカ合州国の各地域における二〇〇一年から二〇〇六年までの殺人発生率（人口一〇万人あたりの殺人件数）を比較するとわかることだが、南部諸州は六・六ないし六・八と最高の発生率を示すと同時に、一九七六年から九〇一件という最高の処刑数を示す。中西部諸州の殺人発生率は五・五ないし五・八で、処刑件数は一二七件である。西部諸州の殺人発生率も五・五ないし五・八で、処刑件数は六七件である。北東部諸州の殺人発生率は四・一ないし四・五で、処刑件数は四件にすぎない（www.deathpenaltyinfo.org）。ここからも、もっとも厳しい刑罰の犯罪減少効果を決して導くことはできないのである。

死刑、しかし、他の制裁に関しても、もう一つの、きわめて重大な事情が付け加わる。すなわち、再三証明されたことだが、黒人に対する適用率が均衡を失するほど異常に高く、ここ十数年来今日に至るまで変わっていないということである。

二　フィンランドの例

フィンランドの収容率は、第二次世界大戦直後、他の北欧諸国と比較して一八〇人

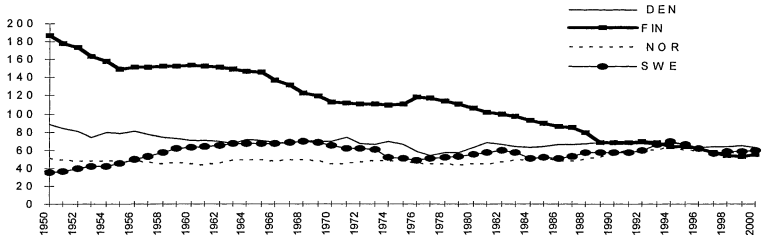

図6：北欧四カ国、フィンランド、デンマーク、スウェーデン及びノルウエーの1950年から2000年までの収容率（Lappi-Seppälä 2007; vgl. a. Lappi-Seppälä 2008; Falck et al 2003）

（人口一〇万人当たり）と比較的高かったのに対して、デンマーク、スウェーデン及びノルウエーのそれはおよそ六〇人と、フィンランドの三分の一にすぎなかった。フィンランド政府は、その後、財政的理由からも、収容率を顕著に減少させるための改革を断行し、それが実際にも成功したのである。その後四〇年間、収容率はほぼ六〇人にまで下がり、その他の北欧諸国の水準に達したのである。それに比して、その他の北欧諸国の収容率は、同じ期間、ほとんど変化がなく、スウェーデンは上昇し、デンマークは減少した。一九九〇年代末の上記四カ国の収容率はほぼ六〇人である（参照図6）。

これまでと比較して、驚く無かれ、フィンランドでは、有罪宣告を受けた犯罪者の三分の一しか収容されなかったということになる。このような収容率の顕著な減少が見られる場合、制裁の厳しさが犯罪発生率に影響を及ぼすのであれば、犯罪発生率も顕著に増加するものと予期できよう。認知犯罪件数は、同じ期間、フィンランドでは事実数倍増加したのである。但し、この犯罪増加はすべての西ヨーロッパ工業諸国、特に、他の北欧三カ国にも見られることであり、この三カ国では、上述したように、収容率にほとんど変化がなかった(参照　図7)。他の三カ国と比較して、フィンランドにおける増加はむしろ平均以下である。犯罪の増加はどうも生活条件における全社会的変化と関係があり、制裁の厳しさとは関係がないかほとんど関係がないようであ

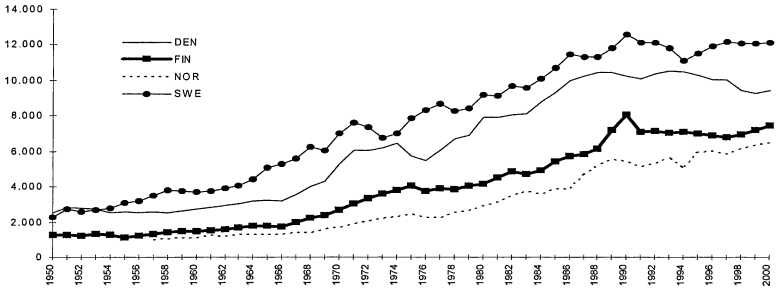

図７：北欧四カ国、フィンランド、デンマーク、スウェーデン及びノルウエーの1950年から2000年にかけての犯罪発生率（Lappi-Seppälä 2007; 2008; Falck et al 2003）

る。

三　ポルトガルの例

（厳しい）刑事制裁が犯罪発生率に及ぼす効果に疑問を生じさせるもうひとつの印象深い例を提供してくれるのが、今度は薬物犯罪の分野であるが、ポルトガルである（vgl. Agra 2008; Quintas 2006; Quintas u. Agra 2008）。違法薬物及びその撲滅はすべの西側工業諸国においてといってよいのだが重要な役割を果たしている。ポルトガルは一九九〇年代末に違法薬物に関して深刻な問題を経験していた。一九九九年の薬物死者数は三六九人を記録した。これに比して、ドイツでは一八一二人の死者数を数えたが、但し、ドイツの人口はポルトガルの人口の約七・五倍である（八二三〇万人対一一〇〇万人）。ポルトガルの薬物死者数をドイツの人口で推測すると、二七六八人となる。ポルトガルの薬物死者数は、このことを背景にすると、ドイツの死者数の約一・二倍となる。加えて、ポルトガルの死者数は――ドイツもそうなのだが――前年よりも増加した（一九九八年：ポルトガル三三七人、ドイツ　一六七四人）。薬物使用による感染（特に、エイズウイルス）に関しても、ポルトガルでは、感染者が一九九五年の四三四件から一九九九年の六一一件に増加した。この数値もヨーロッパ全域で見ると比較的高い方である。

多くの都市で、又、農村部でも、薬物が浸透していたのである。

ポルトガル議会は、こういったことを背景に、従来の予防措置、特に、刑事制裁は違法薬物に対して役に立たなかったとの結論に至った。一九九八年に、国際科学委員会は、違法薬物に対する建設的対処方法を策定するようにとの委託を受けた。早くも九カ月後に、特に、次のような提言を含む研究報告が提出された：あらゆる薬物の自己使用及び限定的所持の非犯罪化、包括的予防計画と危険最小化措置の実践、治療措置及び社会復帰措置網の拡大、この分野における科学研究の充実と実施措置の厳格な評価。

この委員会の提言に従い、ポルトガルのその後の薬物政策は劇的転換を見た。二〇〇一年一一月二九日に、ポルトガル議会は法律（二〇〇〇年一一月三〇日）を可決し、これは二〇〇一年七月に施行された。この法律によれば、あらゆる薬物の、ヘロインといったきつい薬物を含めて、使用と自己使用のための所持は、所持する量が約一〇日分の自己使用の量を超えないとき、もはや犯罪ではない。薬物使用は、法的問題としてよりは、むしろ医療の問題として扱われ、重点は処罰より治療に移された。新法によると、自己使用ための少量の所持を秩序違反として過料（二五ユーロないし一五〇ユーロ）を科すことはできるが、猶予できる。したがって、薬物依存者に「すぎない」者に刑法上の措置をとることはできないが、もとより、薬物売人には依然として可能である。

ポルトガルは、この新しい規制方法についての議論及びその後のその導入との関連で、例えば、アメリカ合州国とかグレートブリテンから厳しく批判され、ポルトガルは「薬物依存者の楽園」になるだろうとの警告を受けた。新し

	1998	1999	2000	Gesamt (Mittelw.)		2001	2002	2003	Gesamt (Mittelw.)	
Infekt. (HIV)	605	611	528	1.744	(581)	505	433	271	1.209	(403)
Todesfälle	337	369	318	1.024	(341)	208	156	152	516	(172)

表１：ポルトガルにおける違法薬物が原因となった感染数と死亡事例数（1998年から2003年）

い規制方法の効果に関する徹底的評価がなされた（vgl. Agra 2008; Quintas 2006）。その結果は、薬物使用の推移に関して、問題の構造と次元に変化の生じたことを明らかにした。ヘロインとコカイン、つまり、きつい薬物の使用は減少し、同時に、大麻と覚せい剤の使用が増加した。但し、この変化は、新しい規制を導入する前にすでに現れていたのであり、又、他のヨーロッパ諸国でも同じ傾向が見られるのである。しかし、ポルトガルは、決して「薬物依存者の楽園」にはならなかったのであり、まったくその逆に、他のヨーロッパ諸国と比べて、ポルトガルは「先頭の位置」を失ったのであって、これは大麻についてもいえることである。ヘロインの生涯使用率はポルトガルでは一・五％（一九九九年）から一・八％（二〇〇三年）に低下した。薬物犯罪の廉での有罪判決数は、新法の導入後、六五％の減少を見たし、二〇〇〇年と二〇〇四年の間に、薬物犯罪分野での自由刑宣告数は五〇％減少し、刑罰は全体として六〇％減少した。ポルトガルの寛容政策は、特に、ヨーロッパ会議加盟国の中で、一九九八年以降、薬物使用と自己使用のための薬物所持を増加させなかった唯一の国であるとの効果をもたらしたのである。刑事制裁が科せられたのは、とられた措置のわずか六％にすぎない。保健省内の委員会が推移を、特に、予防と援助措置に関する発展を追跡した。感染と死亡事例数の減少も顕著になった（参照　表1。Agra 2008; Quintas 2006）。但し、死亡事例数は、他のヨーロッパ諸国でも減少したのであり、例えば、ドイツでは二〇〇〇年の二〇三〇人から二〇〇六年の一二九六人に減少した（参照　図8、図9）。

クヴィンタスは、意識調査から見て、薬物非使用者は依然として薬物に対する対応に関して懲罰的

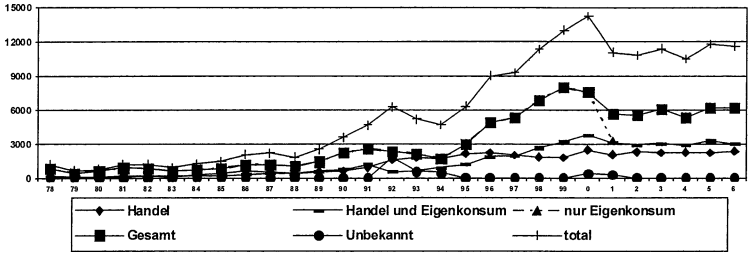

図 8 ：ポルトガルの態様・年次別に見た薬物犯罪。売買、売買及び自己使用、自己使用のみ、不明及び全体に分類してある（1978年－2006年）（Quintas 2006）

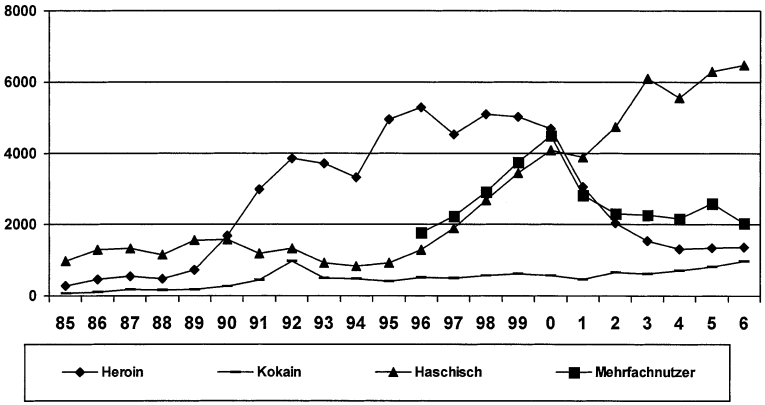

図 9 ：ポルトガルの薬物の種類と年次別に見た薬物犯罪　1985年－2006年（Quintas 2006）

態度を維持しているが、薬物使用者の方は新法を歓迎していることを指摘している。薬物使用に関する定型的な見方は文化に根ざしていて短期間で変わるものではない。薬物使用者の大多数は、法律が根本的に改められたこと、薬物使用がもはや犯罪ではなくなったことをまったく知らなかった。これによれば、薬物使用者は多かれ少なかれ法規定とは関係なく薬物を使用していることになり、このことは、またもや、刑罰ないし刑罰警告の効果の相対性を示唆している。収容された薬物使用者数はここ数年予期できたように顕著な減少を示している。

この結果が証明していることは、薬物使用者に対して厳しい刑法上の追及

と制裁で対処しても薬物依存問題の減少にはほとんど効果がないようだということである。これによれば、薬物使用は刑法上の措置によってはほとんどないしまったく影響を受けないということであって、むしろ、そのことによって新たな問題が生ずるということである。すなわち、ほとんど効果のない措置に無駄な投資がなされているようであり、薬物依存者の収容は高くつくばかりか、薬物依存者に新たな問題を生じさせるのである。刑罰をもって臨むことは薬物依存者をまさに薬物調達にかかわる犯罪に駆り立てるのであり、又、闇市での価格も犯罪化によってより高くなり、このことが反転して又薬物調達にかかわる犯罪に大きな影響を与える。困ったことに、この循環は、刑事司法機関がその任務を忠実に履行するほど、ますますその効果を高めるのである。収容が徹底した治療を伴うことでもあれば、制裁システムも実際に援助的介入になりうるが、しかし、ドイツの成人通常行刑では、治療をする体制にないため、そういうことにはならないことが多い。加えて、薬物使用者を取り巻く社会環境、例えば、自分の家族へ害悪をもたらす遠隔効果が深刻な問題を生じさせるものである。このことは、特に、家庭のある女性に当てはまるのであり、他ならぬ女性被収容者の多くの者は薬物犯罪又は薬物調達にかかわる犯罪の廉で自由刑に処せられたのである（Gies 2007; Martmüller 2008）。いくつかの施設では薬物依存女性の割合が六〇%を超えている（Panier 2004）。ポルトガルの結果を背景にすると、こういった制裁政策には問題があるといわざるをえない。

《参考文献》

Agra, C. da (2008). Requiem pour la guerre a la drogue: l'experience porugaise de decriminalization. Porto: Unveröff. Manuskript.
Austin, J., Fabelo, T. (2004). The diminishing returns of increased incarceration. A blueprint to improve public safety and reduce costs. Washington D.C.: The JFA Institute.
Death Penalty Information Center (2006). Death Row inmates by state and size of death row by year. www.deathpenaltyinfo.org.

Falck, S., von Hofer, H., Storgaard, A. (2003). Nordic Criminal Statistics 1950-2000. Stockholm: Univewrsity, Department of Criminology, Report 2003/3.

Gies, J. (2007). Eine empirische Untersuchung im Frauenstrafvollzug. Freiburg: Psychologisches Institut der Universität, unveröff. Diplomarbeit.

Hoffmann-Riem, W. (2000). Kriminalpolitik ist Gesellschaftspolitik. Frankfurt/Main: Suhrkampf.

King's College London: International Centre for Prison Studoes; www.kcl.ac.uk.

Lappi-Seppälä, T. (2007). Penal Policy in Scandinavia. In: Tonry, M. (Ed.), Crime and Justice: A Review of Research. Vol. 36. Chicago: The University of Chicago Press, 217-295.

Lappi-Seppälä, T. (2008). Trust, welfare, and political economy. Explaining National Differences in penal severity. In: Tonry, M. (Ed.), Crime and Justice: A Review of Research. Vol. 37. Chicago: The University of Chicago Press, in Print.

Martmüller, R. (2008). Frauenstrafvollzug. Die Folgen der Inhaftierung für die Frau selber und ihre familiären Beziehungen. Landau: Psychol. Institut der Universität, Unveröff. Diplomarbeit.

Panier, K. (2004), Die schlimmsten Gitter sitzen innen - Geschichten aus dem Frauenknast. Berlin: Schwarzkopf & Schwarzkopf.

Quintas, J. (2006). Regulacao legal do consume de drogas: Impactos da experiencia Portuguesa da decriminalizacao. Porto: Unöffentl. Dissertation.

Quintas, J., Agra, C. (2008). Criminalisation et decriminalization de la consummation des drogues au Portugal. Universität Porto, Rechtswissenschaftliche Fakultät, Lehrstuhl für Kriminologie: Unveröffentl. Ms.

Rose, D.R., Clear, T.R. (1998). Incarceration, social capital, and crime: Implications for social disorganization theory. Criminology 36, 441-479.

Schumann, K.F. (2003). Ist der Traum von einer rationalen Kriminalpolitik ausgeräumt? In: Kunz, K.-L., Besozzi, C. (Hrsg.), Soziale Reflexivität und qualitative Methodik - zum Selbstverständnis der Kriminologie in der Spätmoderne. Bern: Haupt Verlag, 189-211.

Zur Frage einer „Neuen Punitivität“ (2)
Sind härtere Sanktionen kriminalpräventiv wirksam?

Helmut KURY, Martin BRANDENSTEIN und Toshio YOSHIDA

1. Einleitung
2. Abschreckung und andere Strafzwecke im Lichte aktueller (gesetzlicher) Entwicklungen im Vollzugsbereich
3. Die Rolle der Medien im Kontext kriminalpolitischer Entwicklungen (Bd. XLIV, Nr. 2)
4. Tragen harte Sanktionen zu einer Reduzierung der Kriminalitätsbelastung bei?
   4.1. Das Beispiel USA
   4.2. Das Beispiel Finnland
   4.3. Das Beispiel Portugal (Bd. XLIV, Nr. 3/4)

(Fortsetzung folgt.)